

## 平成 22 年度事業計画

当連合会は、これまで公衆衛生の向上及び持続可能な循環型社会の形成等を目的に、産業廃棄物の適正処理をはじめ産業廃棄物処理業にかかわる諸課題に対応するための事業を実施してきた。平成 22 年度は、これら諸課題への対応を一層力強く展開するとともに、産業廃棄物処理業にとって最も重要な制度である廃棄物処理法の改正に関する必要な取り組みを行う。

また、地球温暖化防止等の地球環境保全対策の充実、当連合会の組織機構の在り方にかかわる公益法人制度改革の具体化も進める。

以上を踏まえ、平成 22 年度は次の項目を重点としつつ各種の事業に取り組む。

- ・ 廃棄物処理法見直し等への対応
- ・ 公益法人制度改革への対応
- ・ 適正処理の推進
- ・ 地球温暖化対策の推進
- ・ 人材及び優良事業者の育成
- ・ 労働安全衛生への取り組み
- ・ 組織活動の強化
- ・ 産業廃棄物処理業界の諸統計の整備

### I 産業廃棄物の適正処理の推進

公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境の保全等に寄与するため、以下の通り、産業廃棄物の適正処理推進に取り組むこととする。

#### 1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発促進

マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及啓発頒布事業を推進し、産業廃棄物の処理委託を行う排出事業者及び処理を受託する産業廃棄物処理業者の適正処理確保のためマニフェストの普及啓発を展開するとともに頒布拡大を図る。

マニフェストの普及啓発にあっては、「マニフェストシステムがよくわかる本」の配布を行い、排出事業者、産業廃棄物処理業者等に広く周知を図る。

また、適正処理推進の一貫として、引き続き連合会独自のマニフェスト交付番号管理を行い、行政及び捜査機関の問い合わせには、回答を行っていく。

電子マニフェストの普及について、利用者の利便性のために、連合会作成の「(電子マニフェスト) 産業廃棄物送り状」の普及、活用を図っていく。

## 2 処理技術の向上、高度化等に向けた調査研究及び普及啓発

適確な経営環境の把握、法令等遵守の徹底とともに産業廃棄物処理技術の向上及び高度化等に向けた諸課題を整理し、産業廃棄物処理業の業態ごとにそれぞれの分野に精通した方々の支援・協力を得て、実態調査・情報収集等調査研究を進め、その成果を関係各方面に広く普及啓発することで、産業廃棄物の適正処理を推進する。平成 22 年度は、以下の通り取り組むこととする。

- ① 産業廃棄物の収集運搬における課題について検討する。特に収集運搬業許可の合理化の実現に向けて取り組む。
- ② 産業廃棄物の中間処理における課題について検討する。特に環境基準項目の追加に伴う排出規制に対応するための実態把握や、産廃由来スラグの信頼性を高め利用を促進するための方策等について検討を進める。
- ③ 平成 21 年度に発刊した「産業廃棄物最終処分場の環境管理」について、処理業者及び自治体等への普及啓発を進める。また、安定型最終処分場の信頼性の確立に向けた検討を進める。
- ④ 医療廃棄物の適正処理を進めるための課題について検討する。また、新型インフルエンザ等の緊急対応方策について、行政の動向を把握し情報提供を進める。
- ⑤ 建設廃棄物の適正処理を進めるための課題について検討する。
- ⑥ 産業廃棄物処理業界の諸統計の整備  
廃棄物に関する統計データについては「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」などがあり、ある程度整備されてきたものの、産業廃棄物の適正処理を現実に支えている産業廃棄物処理業の業環境にかかるデータは整備されていない。そこで、持続的な適正処理体制を確保するための基礎資料として、産業廃棄物処理業界の経営及び事業の実態を把握するための調査項目や調査方法等について検討を進める。なお、従前の連合会調査「正会員組織運営状況及び会員数調査」、「景況動向調査」は継続して実施する。
- ⑦ 産業廃棄物処理業優良化推進方策の検討  
産業廃棄物処理業優良化推進委員会への委員の派遣等を通じ、産業廃棄物の適正処理に資する評価基準や制度運用等についての検討に参画する。
- ⑧ 契約書標準化  
産業廃棄物の適正処理に資するための取り組みの一環として、廃棄物処理法の基準に準拠した「産業廃棄物処理委託契約書の手引き」（契約書ひな型）をホームページに掲載し、手引きの公開と無料ダウンロードサービスを継続実施する。また、必要に応じて手引きの内容の見直しについても検討する。
- ⑨ 各種連合会指針等の普及啓発  
当連合会としての適正処理の方向性を整理した各種連合会指針等の周知方法を検討し、普及啓発に努める。

### 3 災害廃棄物処理支援体制の構築

平成 20 年度までに整備した「災害廃棄物処理体制構築マニュアル」や「災害廃棄物処理支援の手引き」を参考として、各正会員が災害廃棄物処理支援体制を構築できるように情報提供等の支援を行う。

また、支援体制を整備した正会員において新たに災害廃棄物等の処理支援が生じた場合には、実施状況について情報を収集し、課題の整理、課題解決に向けた検討等を行い、それらの情報を各正会員間で共有するための事業を実施する。

### 4 適正処理推進のための広報及び普及啓発

#### (1) 不適正処理の排除と未然防止

##### ① 不法投棄防止のための啓発、監視等公益事業活動への支援

正会員との連携のもと、不法投棄等防止のための啓発活動を行うとともに、不法投棄の監視およびパトロール等の活動への支援を行う。

##### ② 原状回復活動への支援等

原状回復活動および適正処理推進事業等に支援・協力する。

#### (2) 処理企業検索システム

正会員会員企業が産業廃棄物処理を適正且つ安全に処理を行う事業活動の情報を登録し、ホームページにて公開、産業廃棄物排出事業者等が処理委託先の検討、選択に役立つようにシステムを推進する。また、登録企業の情報公開の場としての活用を図る。

今後、更なる利便性を増すために、登録企業の拡大とシステム整備を進める。

#### (3) 広報活動

一般市民、排出事業者等に向けて、地球環境保全や温室効果ガス削減対策の取組状況につき理解を深め、産業廃棄物処理業界のイメージ向上の推進のため、広報活動を展開する。プレスリリースや広告等を通して産業廃棄物処理業界の取り組みについて広く啓発し、連合会をはじめ各正会員の事業活動について幅広く紹介する。

##### ① 産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催

適正処理推進の普及啓発を目的に、当連合会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター及び財団法人産業廃棄物処理事業振興財団との共催によって、一般市民を含む幅広い参加を得て、第 9 回全国大会を平成 22 年 11 月 17 日（水）に富山市で開催する。

##### ② 産業廃棄物総合専門誌「月刊いんだすと」の発行

産業廃棄物に関する情報提供及び問題提起の場として、産業廃棄物総合専門誌「月刊いんだすと」の発行を行う。また、排出事業者や産業廃棄物処理業者の定期購読及び書店等における販売の拡大を検討する。

- ③ ガイドブック等産廃ツールの作成及び普及  
産業廃棄物ガイドブックなど、産業廃棄物に関する情報をまとめた冊子類をホームページ等にて紹介し、普及啓発の目的で広く頒布する。
- ④ ホームページの充実・活用  
連合会の事業活動について最新の状況を提供するとともに、法律改正や制度の改定等行政からの最新情報を積極的に情報発信が出来るシステムの運用を行う。

## II 地球温暖化対策のための環境自主行動計画の取り組み

- ・ 国は地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップをまとめており、産業廃棄物処理業界においても、CO<sub>2</sub>等温室効果ガス削減対策が重要な課題である。  
環境自主行動計画を推進するに当たり、実態調査結果から中間処理業を中心に各分野の削減対策に取り組む必要があり、特に、排出量の約 26%を占めている業務部門の対策を検討していく。
- ・ 環境自主行動計画に沿った温室効果ガス削減の意識高揚と具体的取り組みとして「CO<sub>2</sub> マイナスプロジェクト」を青年部協議会が中心となり推進する。
- ・ 正会員の会員企業に協力を頂いている実態調査を継続して実施する。調査内容を対策効果の見える全体像が把握できる調査項目等の検討を行う。
- ・ 温室効果ガス等多量排出企業の実態調査回収率を上げ、排出量や削減対策状況等の把握精度を向上させる。
- ・ 温暖化対策に関する関係情報を正会員及び正会員の会員企業へ、タイムリーな情報提供を行い、更にホームページや専門誌等を活用し行う。
- ・ 温室効果ガス削減支援ツールや対策事例集、支援制度一覧等の拡充を図り更新を行う。

## III 人材及び優良事業者の育成の推進

業界の発展及び健全化等に加え、産業廃棄物の適正処理及び資源循環型社会における適応力等を備えた人材を育成すべく、引き続き、以下の通り、教育研修事業を展開するとともに、事業内容の見直しを含め新たな事業の可能性についても検討を進めることとする。

### 1 産業廃棄物処理実務者研修

産業廃棄物処理業の適正処理の推進と健全化及び実務者の資質の向上を図るため、産業廃棄物処理の基礎、委託契約、マニフェスト、帳簿等について、産業廃棄物処理に関する基本的研修を財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと共催で、全国各地で産業廃棄物処理に携わる方々を対象に実施する。

また、法律改正、市場動向等に対応した、カリキュラム及びテキストの検討を行い、講師陣についても充実を図る。

## 2 産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナー

産業廃棄物処理業界の発展のため、優秀な人材確保と育成は不可欠であり、処理業に従事している中堅社員を対象に事業部門別（営業コース、現業管理コース）にした連合会独自の能力アップセミナーを全国各地で実施する。

産業廃棄物処理業界の適正処理の確保と資質の向上を図るため処理業に携わる方々に広く周知を行う。

また、能力アップセミナーのカリキュラム、テキスト、課題研究等ニーズに合った改訂を行い、能力向上を図るためのセミナーを実施する。

## 3 人材育成のための検討

これからの産業廃棄物処理にかかわる環境の変化及び社会的ニーズ等に応じて、既存の研修内容・研修スタイル等の見直しや新たな人材育成の在り方等の検討を進める。

# IV 協力支援事業

## 1 許可講習会実施協力

財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する許可申請に関する講習会及び特別管理産業廃棄物管理責任者等に関する講習会の運営に実施協力機関として、正会員とともに必要な実施協力をする。

## 2 電子マニフェスト運用支援

財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運用する電子マニフェストシステムの普及促進に関して、正会員とともに、運用支援を行い、電子マニフェストシステムの普及を図る。

## 3 国際交流

各種団体等が実施する国際協力に関する事業に対して、講師派遣や研修生受け入れ等の協力を行い、相互理解、技術交流等を促進する。

# V 廃棄物処理法見直し等への対応

今通常国会（平成 22 年 1 月 18 日召集）で成立する廃棄物処理法の一部改正法に関し、同法の成立後における政省令改正等の動向を注視しながら適宜必要な対応を図る。

## Ⅵ 公益法人制度改革への対応

移行に向けた組織的な検討及び手続（総会審議等）を経て、年度内に「公益社団法人への移行認定申請」を実施し、申請に伴い、申請後の審査過程の状況等具体的な情報を整理・提供することで、正会員の移行手続等の支援を行う。

## Ⅶ 労働安全衛生への取り組み

平成21年度に各正会員が実施した安全衛生に関する事業の実施状況や課題等を調査し、各種事業の実施体制の整備に向けた検討を行う。また、各正会員に安全衛生専門組織の設置を促進するとともに、各正会員が実施する安全衛生関連事業に対する支援を行う。

## Ⅷ 組織活動の強化

### 1 表彰制度の実施

産業廃棄物の適正な処理を通して国民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、また連合会及び正会員の事業活動を通して当業界の発展に貢献された方や事業所及び従業員の方々にその功労を讃え顕彰するため、当連合会会長名による表彰を行う。

また、各正会員の設立・組織拡充及び事業発展等に多大な貢献が認められた方々に感謝の意を表するため、各正会員の記念行事等において連合会会長名による感謝状の授与を行う。さらに、叙勲及び循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰を始めとする各種大臣表彰等へも積極的に推薦を行う。

### 2 会員への支援対応

#### ① 税制改正等

産業廃棄物処理に係る税制上の課題に関する対応に努める。また、税制以外の支援策についても必要な対応を図る。

#### ② 相談指導

正会員及び会員企業その他、行政、市民、報道機関、排出事業者等一般からの産業廃棄物の処理に関する照会、施設の設置・運営に関する相談、法令・融資・税務に関する照会や相談に対して、回答や資料提供等を行い適切に対応する。

#### ③ 産廃手帳

産業廃棄物処理に携わる方の必携の手帳として産廃手帳「INDUST」2011年版を制作し、発行する。

#### ④ 第三者賠償責任保険

産業廃棄物処理施設で起こる万一の事故に備えるための第三者賠償責任保険について、会員企業の加入を促進する。

#### ⑤ 厚生年金基金

会員企業の優秀な人材の確保と定着率の向上を図るために、「全国産業廃棄物厚生年金基金」への加入促進活動を支援していく。

⑥ 図書斡旋

廃棄物処理法法令集等産業廃棄物に関連する図書等の斡旋及び紹介を行う。

⑦ 関連外部情報の提供

今後の対応の検討に役立つよう、法令改正の状況、審議会等における審議状況等の情報を提供する。

### 3 組織活動の活性化

産業廃棄物処理業界の社会的地位の確立と発展を図るためには組織活動を強化することが重要であり、以下の会議を活性化することにより連合会及び正会員の組織活動を推進する。

(1) 正会員全国会議等の開催

全国正会員会長・理事長会議及び全国正会員事務局責任者会議、正会員事業研修を開催するなど連合会と正会員とのより一層の意思疎通を図る。  
(別紙「平成 22 年度 主な年間行事予定表」参照)

(2) 地域協議会

地域の実情に即した意見を集約し、連合会の事業の円滑な運営に資するとともに、産業廃棄物処理業者の資質の向上、経営基盤の安定化を推進する。また、各地域協議会の運営等に対し支援する。

(3) 委員会

① 総務委員会

公益法人制度改革への対応をはじめ、必要に応じて連合会組織及び事業運営の強化・効率化等に関する事項について検討することとする。

② 法制度対策委員会

廃棄物処理法の一部改正法及び関係政省令の検討状況等に応じ、適切な対応を図る。

③ 倫理委員会

「不祥事発生時の行動指針」に基づき倫理委員会を適宜開催する。

④ マニフェスト推進委員会

マニフェスト制度の普及促進のための方策の検討及び、マニフェスト頒布システムにおける利便性の向上、事務省力化等の検討を行っていく。

⑤ 教育研修委員会

許可申請等の講習会を充実させるために、正会員、講師等の意見集約を行うとともに、同講習会における連合会講師の研修会を実施し、講師

の資質の向上を図る。財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおける、平成 23 年度と同講習会用テキストの改訂等に対応するテキスト改訂ワーキングを設けて検討する。

⑥ 災害廃棄物対策委員会

災害廃棄物の処理支援実績について情報を集約し、発生した課題等に対する検討を行う。

⑦ 安全衛生委員会

正会員の労働安全衛生に係る各種事業の実施体制の整備に向けた検討を行うほか、他団体等が実施している安全衛生に係わる表彰制度に対する推薦を行う。

⑧ リサイクル推進委員会

リサイクル製品の適正な流通に向けた課題を中心に、リサイクルの推進に向けた課題の抽出を行うとともに、業界としての方向性を検討する。

(4) 部会

産業廃棄物処理業は業態ごとに課題等が異なる場合が多く、それらを検討するために部会を設置している。部会では業態ごとの課題等を把握し、事業展開の方向性、事業運営の効率化、技術の高度化、情報の共有化等に向けて検討を進める。検討の各段階においては、協会・地域協議会単位の部会や平成 21 年度選任した地域委員との連携により、地元の状況を踏まえた情報提供、意見集約体制を構築するほか、必要に応じ各部会間での協議を行う。

また、必要に応じ、情報提供、意見集約、結果の普及等のために説明会、講習会、研修会等を企画・開催するほか、各種研究機関等や排出事業者団体との連携により、協議、調査、研究等を進める。

これらは以下の部会および各部会に設置した分科会を中心として検討を進める。

- ・ 収集運搬部会
- ・ 中間処理部会
- ・ 最終処分部会
- ・ 医療廃棄物部会
- ・ 建設廃棄物部会

(5) 青年部協議会

CO<sub>2</sub> マイナスプロジェクトをはじめ、青年部協議会の自発的な活動を支援することにより、次代を担う世代の育成を図る。

また、各正会員協会とも連携の上、今後の青年部組織の方向性等について検討を進める。

#### 4 組織の健全化に向けた取り組み

引き続き、「コンプライアンス」及び企業倫理等について、連合会役職員及び正会員へ徹底するとともに、産業廃棄物処理業界の社会的信頼性維持に向け、対外的に広く取組姿勢と決意をアピールする。

### Ⅸ その他

#### 1 関係機関・団体等との交流、協力

当連合会の事業活動や産業廃棄物処理業界の実情等について相互の理解を図り、処理体制や業界の地位の確立等に資するため、環境省をはじめとする国の機関や諸団体、学会等との連携・交流を深める。

また、行政機関や関係団体等が実施する調査検討委員会等への委員の派遣等の協力を行う。